

## 雫石町監査委員告示第2号

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を平成30年10月30日から11月28日に実施したので、同条第9項並びに第12項の規定に基づき、その結果と講じた措置について、下記のとおり公表する。

平成31年3月1日

雫石町監査委員 枇 杷 恵

雫石町監査委員 坂 下 栄 一

### 定 期 監 査 報 告 書

#### 第1 監査の概要

##### 1 監査の対象及び監査実施日

平成30年度（4月から9月まで。ただし、必要がある場合は対象以外にも及ぶ）における一般会計・特別会計予算に係る財務に関する事務事業の執行および対象とした小学校、公民館の備品・財産の管理状況について監査を行った。

期 日			対 象
月	日	曜日	
10	30	火	税務課・上下水道課
	31	水	農林課・町民課
11	5	月	健康推進課・雫石診療所・総務課
	8	木	学校教育課・環境対策課・農業委員会事務局
	9	金	生涯学習スポーツ課
	12	月	観光商工課・子ども子育て支援課
	14	水	地域づくり推進課・政策推進課
	20	火	総合福祉課・防災課
	21	水	地域整備課・出納課・議会事務局
	22	木	(現地監査) 雫石公民館・七ツ森地域交流センター
	28	水	(現地監査) 旧大村小学校・旧南畑小学校・西山放課後児童クラブ・御明神小学校

※事前監査実施日 : 10月16日、17日、18日、23日、24日、25日、26日（7日間）

## 2 監査場所

雫石町役場 3 階図書監査室、雫石公民館、七ツ森地域交流センター、旧大村小学校、旧南畑小学校、西山放課後児童クラブ、御明神小学校

## 3 実施した監査手続

監査の対象となった財務に関する事務事業の執行について、各課から提出された資料および提示のあった関係書類等に基づいて各所属長等から説明を聴取し、証憑突合その他通常実施すべき監査手続を実施した。

## 第2 監査の結果

監査の結果、予算に係る財務に関する事務事業の執行および対象とした小学校、公民館の備品・財産の管理はおおむね適正に行われているものと認められた。

なお、各課等の一部の処理について、下記に掲げる事項が見られたので適切に措置されたい。

### [指摘事項及び措置方針]

指摘事項	措置方針
<b>地域づくり推進課</b> <b>(1) 七ツ森地域交流センターについて</b> ①施設内に消防法第8条の3第1項に適合しないカーテンが設置されているので、速やかに消防法施行規則第4条の4第1項第2号及び第3号に適合する防災マークの付いたカーテンに交換すること。また、厳格な完成検査を希望する。  ②七ツ森地域交流センターの指定管理者については、平成30年9月定例会で議決されたが、営業休止の状態にあることから、稼働に向けて指定管理者を指導すること。	①消防法適合製品であることから交換は行わず、防災ラベルを表示します。  ②自主事業であるレストランについて、指定管理者と随時面談して協議を行い、早期に稼働できるよう努めてまいります。
<b>教育委員会 学校教育課</b> <b>(1) 昨年度の注意事項への対応について</b> 旧西根小学校職員玄関の鍵修理、御所小学校の避難器具（救助袋）の使用訓練と安全確認、校門前外灯の修理が行われていないことから、速やかに改善すること。	旧西根小学校の管理は普通財産として今年度から総務課が所管しており、鍵の不具合については、担当課に伝達いたしております。  御所小学校の避難器具（救助袋）を使用した訓練を実施するよう学校には伝達いたしました。なお、毎年実施している消防設備点検の結果では避難器具（救助袋）は「正常」となっております。また、校門前の外灯については、配線の更新と合わせて新年度予算にて最優先で修繕いたします。

## (2) 西山放課後児童クラブについて

①完成検査が行われる前に移転し開所していることから、設計書どおりに施工されているか、安全な施設であるか等完成検査を実施し、確認したうえで開所するべきであった。その原因を検証し、今後このようなことのないよう事務手続きの改善に努めること。

②西山放課後児童クラブに設置している流し台について、トイレと同じ場所に配置されているが、衛生上トイレ区画から分離すること。また、屋外にある水抜栓が雪で埋もれる可能性があることから、早急に改善策を講じること。

①放課後児童クラブの供用については、完成検査により安全確認を行ったうえで実施すべきでしたが、当課と担当の子ども子育て支援課の情報共有がうまくいかず、結果的に完成検査実施前に供用してしまいました。今後、同様の状況が発生した場合は、供用開始を遅らせるなどの調整を実施し、正規の事務手続きにより供用開始してまいります。

②施設に設置している「流し台」と「水抜栓」の設置場所のご指摘については、当課の配慮が不足していたことが主な要因と考えており、今後は、担当の子ども子育て支援課及び使用している社会福祉協議会の指導員との連絡を密にし、施設の利用状況を参考にしながら改善要望等には速やかに対応してまいります。